

東京都社会保険労務士会 世田谷支部
令和3年度 後期研修

～顧問先経営者との関係 強化に役立つ年金の話～

年金知識を活用した高齢者雇用促進の
ための報酬決定のあり方
2022年法改正対応

年金手帳

基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	X X X X - X X X X X X
フリガナ 氏名	ネキン 知 年金 太郎
生年月日	平成 14年 4月 2日 令和 4年 4月 1日 交付
厚生労働大臣	

老齢年金

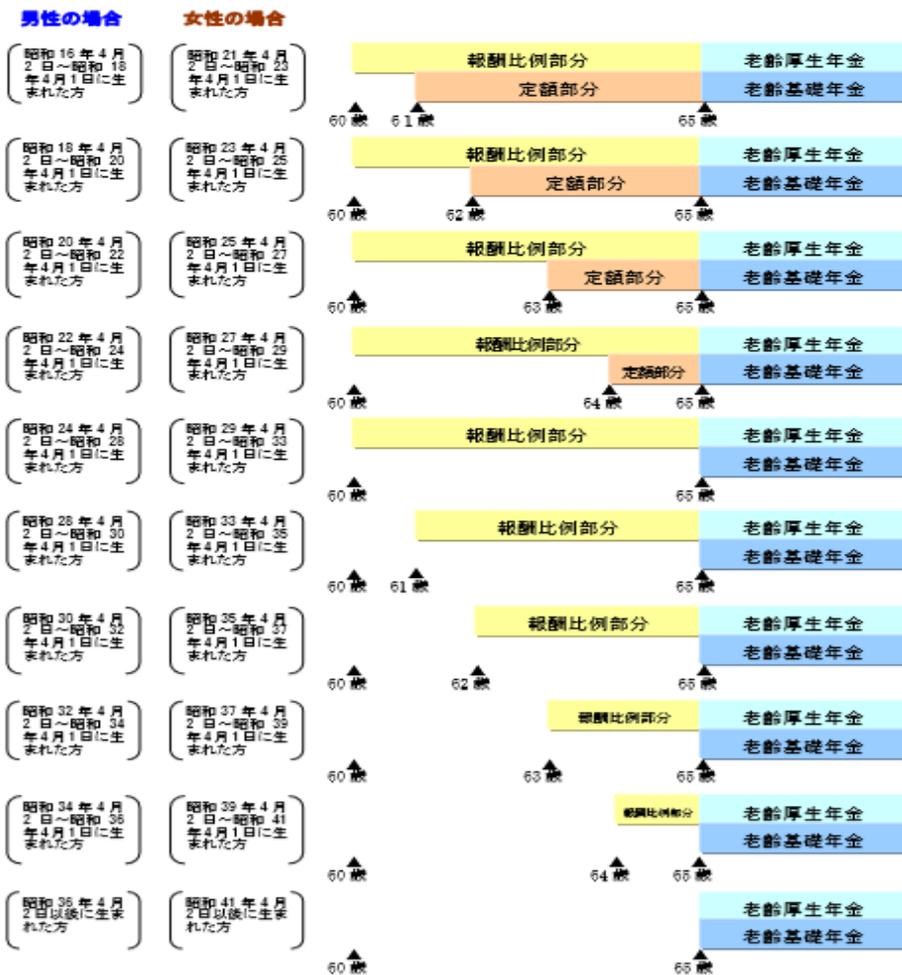
	老齢基礎年金	老齢厚生年金
年金を受け取るための条件	<p>●保険料の納付について(受給資格期間※1)</p> <p>保険料を納付した期間 + 免除された期間 = 10年以上</p> <p>◎年金には反映されないが、受給資格期間として計算される合算対象期間(カラ期間)があります。</p> <p>ねんきん豆知識 【受給資格期間の短縮】 10年の受給資格期間があれば年金を受け取る「受給資格期間の短縮」が平成29年8月に施行されました。</p> <p>※1 受給資格期間:年金を受け取るために必要な加入期間のこと。</p>	<p>●保険料の納付について(受給資格期間※1)</p> <p>老齢基礎年金と同じ</p> <p>◎老齢基礎年金の受給資格を満たしている、厚生年金に1カ月でも加入していれば支給できます。ただし、60歳前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入している必要があります。</p>
	<p>●支給開始年齢</p> <p>65歳</p> <p>◎支給開始を早める「年金の繰上げ(減額)」や、支給開始を遅らせる「年金の繰下げ(増額)」の制度も利用できます。</p>	<p>●支給開始年齢</p> <p>65歳</p> <p>◎支給開始を早める「年金の繰上げ(減額)」や、支給開始を遅らせる「年金の繰下げ(増額)」の制度も利用できます。 (注)生年月日・性別に応じて、60歳前半の老齢厚生年金を受給できる場合があります。</p>
受け取る年金額	<p>777,800</p> <p>780,900 × $\frac{①+②+③+④+⑤}{40年 \times 12カ月}$</p> <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数 × $\frac{1}{2}$ (平成21年3月以前の期間は$\frac{1}{3}$) ③保険料$\frac{3}{4}$免除月数 × $\frac{5}{8}$ (平成21年3月以前の期間は$\frac{1}{2}$) ④保険料半額免除月数 × $\frac{6}{8}$ (平成21年3月以前の期間は$\frac{2}{3}$) ⑤保険料$\frac{1}{4}$免除月数 × $\frac{7}{8}$ (平成21年3月以前の期間は$\frac{5}{6}$)</p>	<p>報酬比例部分① + 加給年金②</p> <p>①報酬比例部分 加入期間中の報酬および加入期間によって決まる年金額</p> <p>②加給年金※2 223,800</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者※3: 224,700円(生年月日に応じて特別加算がある) ・第1子※4および第2子※4: 224,700円 223,800 ・第3子※4以降: 各 74,900円 74,600 <p>※2 加給年金を受給するためには、受給者が厚生年金に240カ月以上加入しているなどの条件を満たす必要があります。 ※3 年齢が65歳未満であること、老齢厚生年金(計算の基礎となる加入期間が240カ月以上)や障害年金などを受給することができないことが条件となります。 ※4 子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害のあることが条件となります。</p>



知っておきたい年金のはなし

出展: 知っておきたい年金のはなし (令和3年度版) より抜粋

■昭和16年(女性は昭和21年)4月2日以後に生まれた方は、60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、支給開始年齢が引き上げられます。



障害をお持ちの方・厚生年金の加入期間が44年(528月)以上の方は、支給開始年齢に特例があります。

昭和16年(女性は昭和21年)4月2日以後に生まれた方でも、次のいずれかに該当する場合は、特例として、報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上の方(被保険者資格を喪失(退職)しているときに限る)
- ② 障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にあることを申し出た方(被保険者資格を喪失(退職)しているときに限る) ※申出月の翌月分から特別支給開始となります。

被保険者の適用拡大

国民年金
第2号被保険者
等

対象となる企業

現在

従業員数 **501人以上**
の企業

2022年10月～

従業員数 **101人以上**
の企業

2024年10月～

従業員数 **51人以上**
の企業

従業員数は以下の **A + B** の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A

フルタイムの
従業員数

+

B

週労働時間がフルタイムの
3/4以上の従業員数

※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

老齢年金の年金額の確認方法①

50歳以上 60歳まで現在と同じ条件で加入した場合の年金額を表示

ねんきん定期便で将来自分が受け取ることができる年金額の目安が確認できます。
ねんきん定期便は下記の区分で発送されています。

区分		送付形式	内容	備考	
毎年 (節目の年以外)	50歳未満	はがき	直近1年間の 情報	これまでの加入実績に 応じた年金額	被保険者の 誕生日に郵送
	50歳以上				
節目の年	59歳	封書	全期間の 年金記録情報	年金見込額	
	35歳、45歳			これまでの加入実績に 応じた年金額	

Point

年金定期便に表記されている厚生年金（報酬比例部分）には厚生年金基金代行額が含まれています

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)			船員保険 (o)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+o)	月	月
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計			
月	月	月	月	月	月	月

3. 老齢年金の種類と見込額 (年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳~	歳~	歳~	歳~
(1) 基礎年金				老齢基礎年金 円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

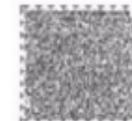
※一般厚生年金期間の報酬比例部分には、厚生年金基金の代行部分を含んでいます。
※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

「ねんきん定期便」の見方は、 [ねんきん定期便 見方](#)

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは
目の不自由な
方のための
音声コードです。



老齢年金の年金額確認方法②

50歳未満 これまでの納付状況に応じた金額

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国庫公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

「ねんきん定期便」の見方は、
定期便 通知書の見方 **検索**

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)							
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金		厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月	月

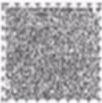
3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは
目の不自由な
方のための
音声コードです。



年金受給者 年金額の表示はなく下表のみの記載です

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

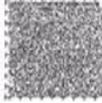
2. これまでの年金加入期間

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは
目の不自由な
方のための
音声コードです。



老齢年金の年金額確認方法③

支給額変更通知

(年金受給者の年金額に変更がある場合に発行される)

国民年金・厚生年金保険

年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード
-------	----	--------------

円	あなたにお支払いする年金額は、左の太ワク内の金額になります。
---	--------------------------------

(A) 厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳		2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳	
加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 厚生年金保険の加入期間		ア. 平成15年3月までの期間 (ウ、及びオ、～ク、を除きます)	
イ. 厚生年金保険の戦時加算期間		イ. 平成15年4月以降の期間 (エ、を除きます)	
ウ. 船員保険の戦時加算期間		ウ. 平成15年3月までの厚生年金基金期間 (キ、及びク、を除きます)	
エ. 沖縄農林期間		エ. 平成15年4月以降の厚生年金基金期間	
オ. 沖縄免除期間		オ. 昭和61年3月までの坑内員又は船員 であった期間(キ、を除きます)	
カ. 離婚分割等により厚生年金の 被保険者とみなされた期間		カ. 昭和61年4月から平成3年3月までの 坑内員又は船員であった期間(ク、を除きます)	
キ. 旧令共済組合期間		キ. 昭和61年3月までの坑内員又は船員 であった厚生年金基金期間	
ク. 旧令共済組合期間		ク. 昭和61年4月から平成3年3月までの坑内員 又は船員であった厚生年金基金期間	
3. 加給年金対象者等の内訳			
加給年金対象者			
遺族加算区分			
70歳(障害) 下支え加算額表示			

(B) 国民年金(基礎年金)

年金の計算の基礎となった納付済期間等の内訳		
納付済期間 国民年金の保険料	第1号期間 (国民年金加入期間) ※()内の月数は平成21年4月以降の月数です。	第2号期間 (厚生年金・共済等加入期間)
		第3号期間 (厚生年金・共済等加入者に 扶養されていた配偶者の期間)

【障害基礎・障害厚生年金の障害の状況】

障害の等級	次回診断書提出年月	診断書の種類
-------	-----------	--------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなごの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

【(A) 厚生年金】

項番	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (年額) (円)	繰上げ・繰下げに よる減算・加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年金額 (年額) (円)

【(B) 国民年金(基礎年金)】

項番	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (年額) (円)	繰上げ・繰下げに よる減算・加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年金額 (年額) (円)

項番	決定・変更年月	決定・変更理由

老齢年金の年金額確認方法④-1

年金事務所、街角の年金相談センターで試算してもらうことができます（50歳以上の方のみ）

例

試算結果（新法、老齢、基礎、厚年1）

MHG731			1 / 1	
7230			1 / 1	
氏名	ネノキン マモル	基礎年金番号	9999-999999	生年月日 昭33.10.14	
令和 5年11月 現在の年金見込み額		老齢基礎年金、老齢厚生年金		1,516,557 円	
年金見込み額内訳		配偶者	有	子の数 0 人	
老齢基礎年金		老齢厚生年金			
本来支給	受発	令和 5年10月13日 65 歳	受発	令和 5年10月13日 65 歳
受発	令和 5年10月13日 65 歳	基本年金額	1,195,967 円	報酬比例	1,164,516 円
定額	749,989 円	差額加算	31,451 円	繰上調整	0 円
繰上下額	+0 円	繰上下げ額	+0 円	配偶者加給	390,500 円
付加年金額	0 円	加給年金額	0 円	停止額	819,899 円
繰上下額	+0 円	内訳合計額	766,568 円	停止コード	601
振替加算額	0 円	基金代行額	115,282 円（参考）		
老基加算額	0 円				
停止額	0 円				
内訳合計額	749,989 円				

厚年期間	521 月
厚年戦加	0.0 月
船保戦加	0.0 月
沖繩農林	0 月
旧令期間	0 月
沖繩免除	0 月
共済期間	0 月
1号納付	0 月
3号納付	0 月
厚船2号	461 月
共済2号	0 月
付加納付	0 月
全免	0 月 0 月
3/4	0 月 0 月
半免	0 月 0 月
1/4	0 月 0 月
学特猶予	0 月
特定期間	0 月
合算対象	0 月
特定付加	0 月

パターン図

実際の年金額はこの試算結果と異なる事があります

年金記録・年金額の確認方法 その他

「ねんきんネット」とは？

「ねんきんネット」は、お客様がインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

「ねんきんネット」で出来ること

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の確認
- 電子版「ねんきん定期便」の確認
- 電子版「被保険者記録照会回答票」の確認
- 年金の支払いに関する通知書の確認
- 源泉徴収票・社会保険料控除証明書などの再交付申請
- 各種届書の作成・印刷
- 持ち主不明の年金記録の検索
- 私の履歴整理表作成

ご利用対象者

基礎年金番号をお持ちの方

(昭和61年4月以前に年金受給権が発生した老齢年金受給者の方はご利用いただけません。)



在職老齢年金 令和4年3月分まで

令和4年3月分までは
65歳までの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）と65歳以降の
老齢厚生年金とで在職老齢年金の計算方法が異なります

報酬比例額：厚生年金の保険料のもとになった給与額の平均と加入月数から算出された年金額
（ねんきん定期便に記載あり）

基金代行額：厚生年金基金が国に代わって給付を行う部分（ねんきん定期便見込額に含む）

標準報酬月額：保険料のもとになる給与（交通費含）を等級表に割り当てた額

標準賞与額：その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨てた額

基本月額：自分の老齢厚生年金のうち（「報酬比例額」＋「基金代行額」）/12

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12

令和4年4月1日
法改正

60歳代前半（65歳前）

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき

支給停止額
= 0円（全額支給）

②基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

支給停止額
= (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 × 12

③基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

支給停止額
= {(47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)} × 12

④基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

支給停止額
= 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12

⑤基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

支給停止額
= {47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)} × 12

60歳代後半（65歳以後）

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下の時

支給停止額
= 0円（全額支給）

②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える時

支給停止額
= (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円) × 1/2 × 12

令和4年4月分以降 在職老齢年金

令和4年4月分から

65歳までの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）と65歳以降の老齢厚生年金の在職老齢年金の計算方法が同じになります

60歳代前半（65歳前）

60歳代後半（65歳以後）

令和4年4月1日
法改正

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下の時



支給停止額
= 0円（全額支給）

②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える時



支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-47万円) × 1/2 × 12

計算してみよう！

前提条件

昭和32年3月生まれの男性。厚生年金加入中。

報酬比例部分100万円 基金代行額 20万円

令和2年12月 賞与 60万円

令和3年6月 賞与 60万円

令和3年9月 定時決定 標準報酬月額41万円（賃金405,000円。以降現在も変更なし）

令和3年12月 賞与 なし

1. 令和4年4月時点の在職による停止額（年額）は？

①基本月額 円

②総報酬月額相当額 円

支給停止額（年額） = (① 円 + ② 円 - 47万円) × 1/2 × 12ヶ月
= 円

2. 総報酬月額相当額がいくらまでなら年金は全額支給となるか？ 円

Point

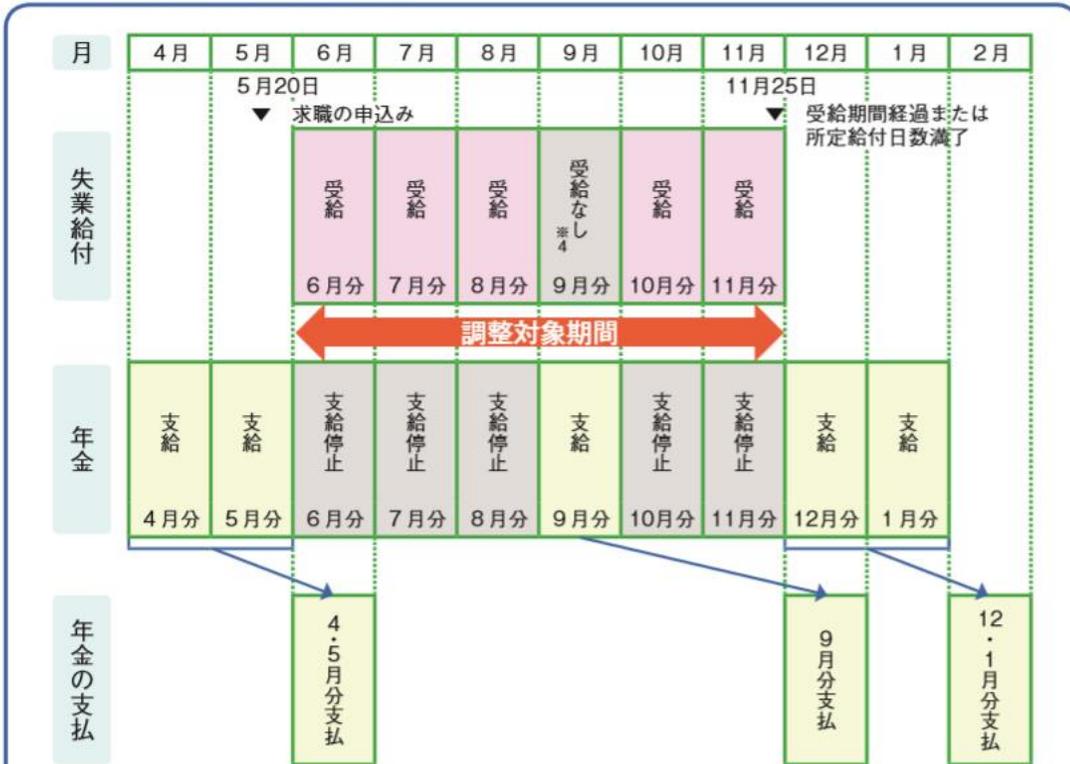
65歳前は雇用との調整も注意！

雇用保険の給付との2つの調整

失業しているとき

※失業給付を1円でも受給できるときは年金は全額支給停止
「求職の申込み」の翌月分から年金が停止

失業給付と年金との調整の例

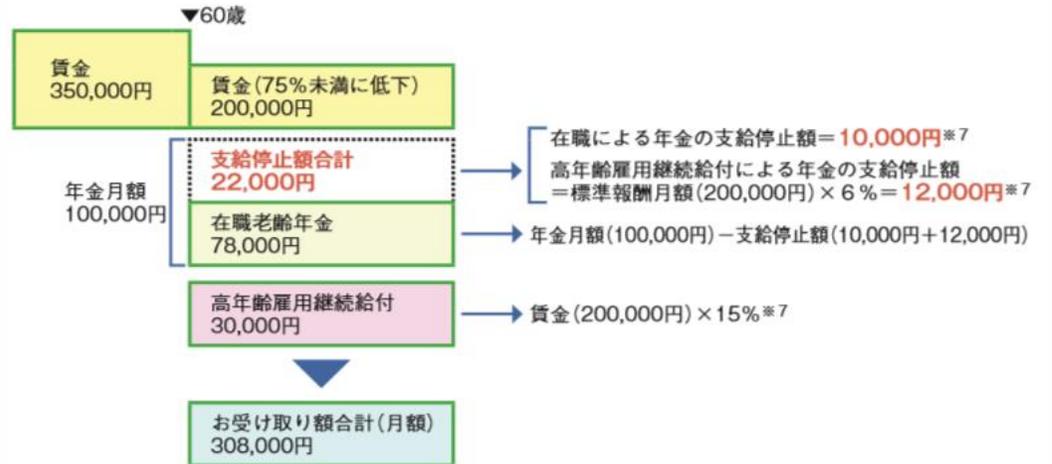


※4 ハローワークで失業認定を受けなかったため、9月に失業給付を受給しなかった事例。

給与が減ぜられて雇用が継続されているとき (厚生年金に加入している場合)

高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方の賃金額が350,000円から200,000円となった場合（賃金割合が75%未満に低下）、年金の支給停止額（月額）は、在職による停止額と高年齢雇用継続給付による停止額を合わせて、22,000円となります。
この例では、賃金200,000円、年金78,000円、高年齢雇用継続給付30,000円を合わせて、月額308,000円のお受け取りとなります。



※7 在職による年金の支給停止額、高年齢雇用継続給付による年金の支給停止額および高年齢雇用継続給付の支給率は一例ですので、実際の年金額や賃金額等により異なります。
なお、共済組合等からも老齢厚生年金の支給がある場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の支給額に応じて割り振り算出されます。

※年金の調整は月あたり標準報酬月額最大6%

年金額に関する法改正

令和4年4月1日
法改正

在職定時改定

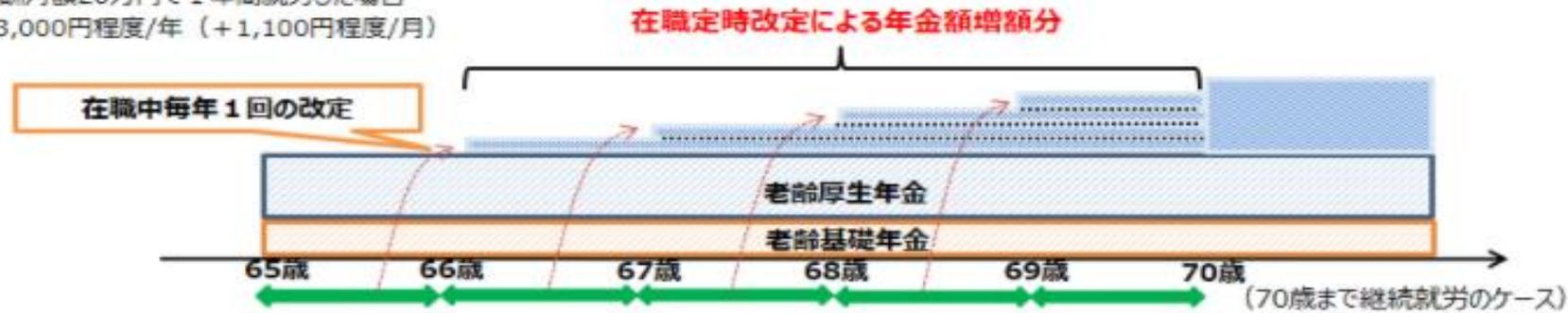
※65歳以降の被保険者に対する改正

【現行】



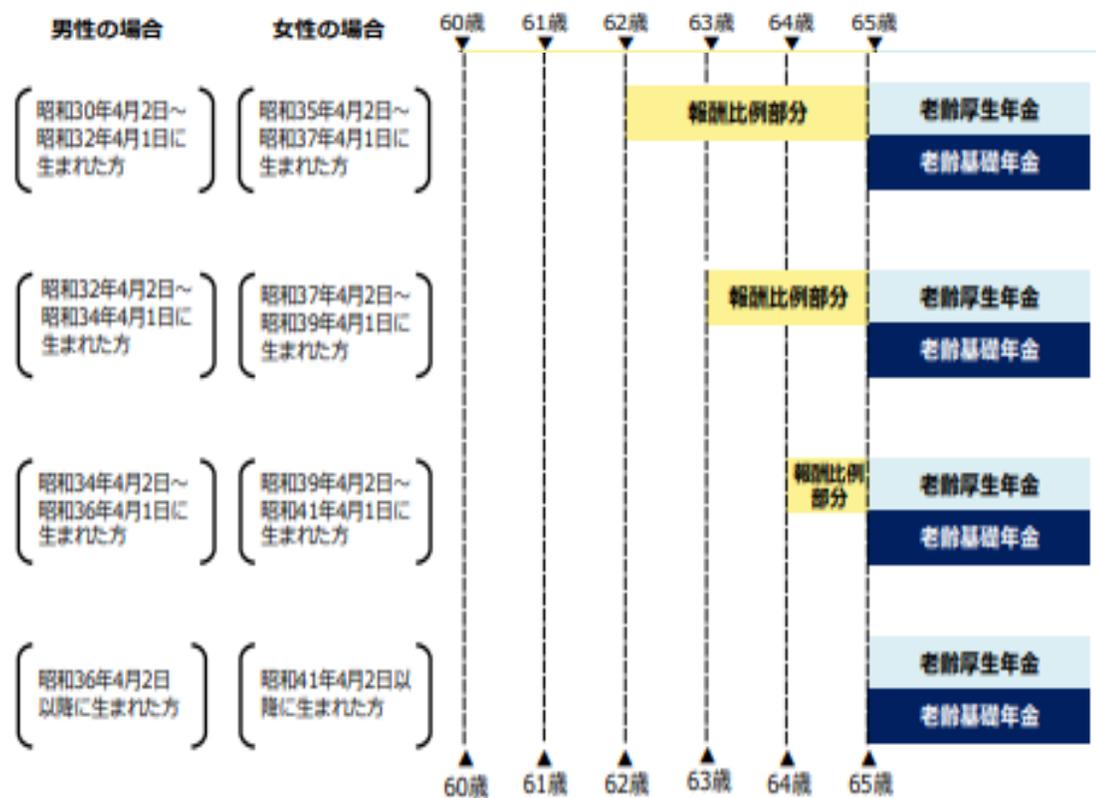
【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒+13,000円程度/年（+1,100円程度/月）



受給のタイミング（選択肢）①

①原則（本来受給）

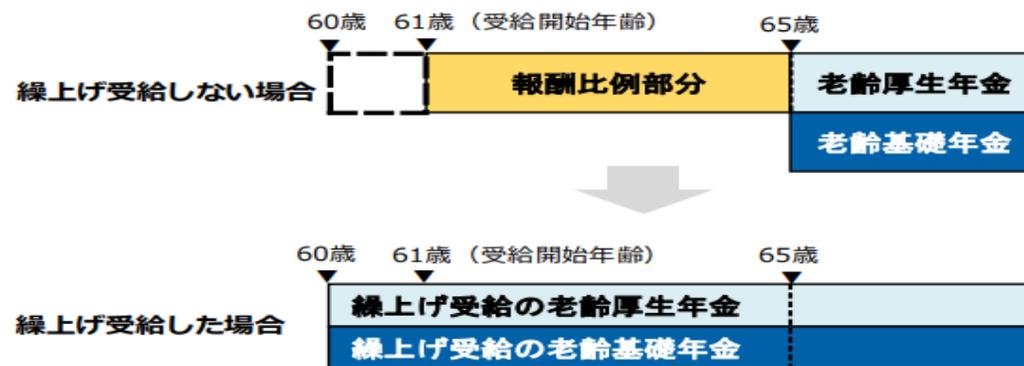


60歳代前半（65歳前）

令和4年4月1日
法改正

②繰上げ請求

（例）受給開始年齢が61歳の方が、60歳で繰上げ受給した場合



繰上げ請求早見表

昭和37年4月1日以前生まれの方（ひと月当たりの減額率0.5%）

請求時の年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	30.0%	29.5%	29.0%	28.5%	28.0%	27.5%	27.0%	26.5%	26.0%	25.5%	25.0%	24.5%
61歳	24.0%	23.5%	23.0%	22.5%	22.0%	21.5%	21.0%	20.5%	20.0%	19.5%	19.0%	18.5%
62歳	18.0%	17.5%	17.0%	16.5%	16.0%	15.5%	15.0%	14.5%	14.0%	13.5%	13.0%	12.5%
63歳	12.0%	11.5%	11.0%	10.5%	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%
64歳	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

昭和37年4月2日以降生まれの方（ひと月当たりの減額率0.4%）

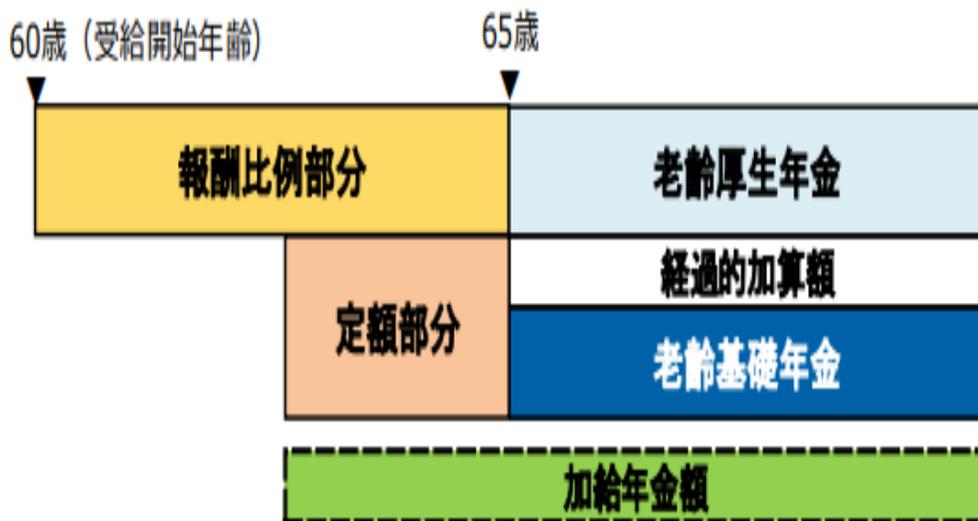
請求時の年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	24.0%	23.6%	23.2%	22.8%	22.4%	22.0%	21.6%	21.2%	20.8%	20.4%	20.0%	19.6%
61歳	19.2%	18.8%	18.4%	18.0%	17.6%	17.2%	16.8%	16.4%	16.0%	15.6%	15.2%	14.8%
62歳	14.4%	14.0%	13.6%	13.2%	12.8%	12.4%	12.0%	11.6%	11.2%	10.8%	10.4%	10.0%
63歳	9.6%	9.2%	8.8%	8.4%	8.0%	7.6%	7.2%	6.8%	6.4%	6.0%	5.6%	5.2%
64歳	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

受給のタイミング（選択肢）②

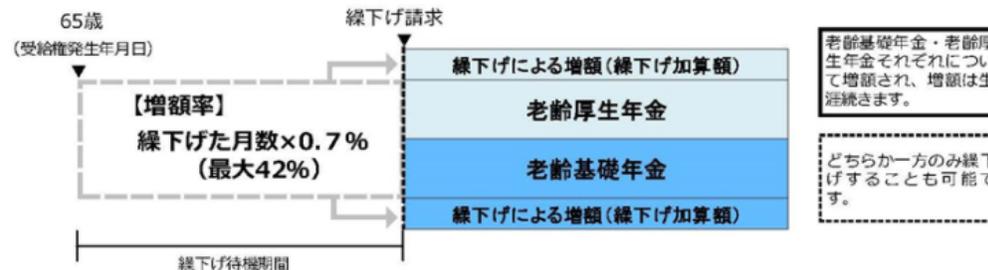
60歳代後半（65歳以後）

令和4年4月1日
法改正

①原則（本来受給）



②繰下げ請求



※昭和27年4月1日以前生まれの方（又は平成29年3月31日以前に老齢基礎（厚生）年金を受取る権利が発生している方）は繰下げの上限年齢が70歳（権利発生から5年後）までとなり増額率は最大42%となります。

繰下げ増額率早見表

請求時の年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
66歳	8.4%	9.1%	9.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.4%	16.1%
67歳	16.8%	17.5%	18.2%	18.9%	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%
68歳	25.2%	25.9%	26.6%	27.3%	28.0%	28.7%	29.4%	30.1%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%
69歳	33.6%	34.3%	35.0%	35.7%	36.4%	37.1%	37.8%	38.5%	39.2%	39.9%	40.6%	41.3%
70歳	42.0%	42.7%	43.4%	44.1%	44.8%	45.5%	46.2%	46.9%	47.6%	48.3%	49.0%	49.7%
71歳	50.4%	51.1%	51.8%	52.5%	53.2%	53.9%	54.6%	55.3%	56.0%	56.7%	57.4%	58.1%
72歳	58.8%	59.5%	60.2%	60.9%	61.6%	62.3%	63.0%	63.7%	64.4%	65.1%	65.8%	66.5%
73歳	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%	70.7%	71.4%	72.1%	72.8%	73.5%	74.2%	74.9%
74歳	75.6%	76.3%	77.0%	77.7%	78.4%	79.1%	79.8%	80.5%	81.2%	81.9%	82.6%	83.3%
75歳	84.0%											

繰下げ請求の注意点

- 1.加給年金額や振替加算額、在職停止額は増額の対象になりません。**
- 2.増額率には上限がある。**65歳に達した時点で老齢基礎年金を受け取る権利がある場合、75歳に達した月（75歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求を行っても増額率は増えません。増額された年金は、75歳までさかのぼって決定され支払われます。昭和27年4月1日以前に生まれた方は、70歳に達した月までとなります。
- 3.共済組合の厚生年金と一般の厚生年金の受給のタイミングは揃える。**（日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取ることができる場合は、すべての老齢厚生年金について同時に繰下げ受給の請求をしないでください。）
- 4.66歳前に他の年金の受給権が発生した場合は繰下げ受給できません。**65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害給付や遺族給付を受け取る権利があるときは、繰下げ受給の申出ができません。ただし、「障害基礎年金」または「旧国民年金法による障害年金」のみ受け取る権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給の申出ができます。
- 5.繰下げできるのは他の年金の受給権が発生するまで。**66歳に達した日以降の繰下げ待機期間中に、他の公的年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を得た場合には、その時点で増額率が固定され、年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。このとき、増額された年金は、他の年金が発生した月の翌月分から受け取ることができます。
- 6.基金代行額も繰下げとなります。**厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方が、老齢厚生年金の繰下げを希望する場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払元である基金等にご確認ください。
- 7.年金収入額が増えることによって他の制度の受給等に影響が出る場合がある。**年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響する場合があります。
- 8.繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。**繰下げ待機中に亡くなった場合で、遺族の方からの未支給年金の請求が可能な場合は、65歳時点の年金額で決定したうえで、過去分の年金額が一括して未支給年金として支払われます。ただし、請求した時点から5年以上前の年金は時効により受け取れなくなります。
- 9.繰下げ受給した場合としない場合の受給総額が逆転するタイミングは受給後最短でも約12年後。**（加給年金額の加算、振替加算、税金などを考慮すると手取り額の総合計逆転のタイミングは12年以上後になる可能性がある）

まとめ

①制度を再確認する

※支給開始年齢・繰上げ繰下げ・在職老齢年金等

②対象者の年金受給状況、年金額を正確に調べる

※加算対象者の有無、他年金の受給状況等

③対象者、事業主が求めていることを把握する

※例：年金が減らない報酬で継続雇用したい等

④各対象者に対する受給の選択肢を示す

※選択肢を示し意思決定に係る助言まではできても最終的に決定するのは本人です！

⑤各対象者、事業主の求める選択肢に合った手続きをする

※月変・同日得喪等事業所の手続、繰下げ等請求手続き

年金事務所に相談に行くとき

来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

ゴ ヨ ヤ ク ラ
0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京)03-6631-7521 (一般電話)

受付時間: 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金事務所では現在予約による相談を優先しています。

予約がない場合、待ち時間が長くなってしまいう可能性が高いので、相談の際は予約をしてから訪問するようにしましょう。

予約の際、以下のいずれかの情報を手元に用意してから電話をしましょう。

- ①基礎年金番号
- ②照会番号 (定期便に記載あり)

相談の際は**身分証明書**を持参しましょう。

また、必要事項の記載された委任者作成の

委任状

が必須です。

委任状

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

委任日 令和 年 月 日

※網掛け部分は記入が必要です。

【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人)との関係	
氏名		電話()	
住所	〒 - -		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	基礎年金番号が不明である場合は、 ご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。		
フリガナ	※署名・捺印は必ずご本人が行ってください		
氏名	(旧姓)	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
住所	〒 - - 電話() -		
住所	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。		
委任する内容	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。		
(必ず記入してください)	<ol style="list-style-type: none"> 年金の加入期間について 年金の見込額について 年金の請求について 各種再交付手続きについて (裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) 死亡に関する手続きについて (注) 国民年金の加入手続きについて 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について その他 (委任する内容を具体的に記入してください) 		
	○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する		
	(注)「5.」の場合、以下に亡くなられた方		
基礎年金番号		委任者(ご本人)との関係	
氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

委任日の記入は必須です

委任状は委任者が作成したものがが必要です

対象者の基礎年金番号が不明な場合は対象者の身分証明書の写しを添付することで基礎年金番号の記載に代えることが可能です

署名は必要です。
捺印は省略可能になりました！

全て印字された委任状でも委任者本人が作成したものであれば可

A 受任者に交付を希望する

に○がないと見込額回答票等の交付を受けることができません

ご清聴・ご参加ありがとうございました

Athena -アテナ-

社会保険労務士 秋葉 静枝
東京都社会保険労務士会 世田谷支部会員